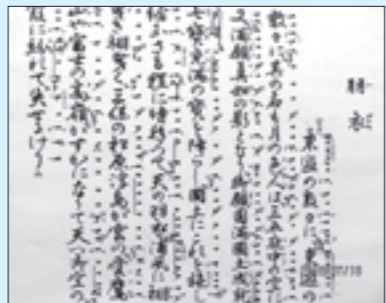


喜多流 大島能楽堂

# 能楽教室

いよいよ始まる能楽教室

今年度は  
府中市立南小学校  
6年生21名が挑戦!



演題『羽衣』



綾目校長先生より  
大島先生・加藤先生の紹介



はじめに能楽の歴史等説明



実物の能面をつけて体験（横が見えない〜）

## 企業視察研修

### 新市支部

平成31年2月8日（金）農業法人株式会社D&Tファーム（岡山県岡山市南区）を支部会員16名が見学、自社生産の皮まで食べられる「もんげーバナナ」は革新的なビジネスモデルとして注目されている様子を視察しました。



農業法人(株)D & Tファーム



「もんげーバナナ」

### 神石高原支部

平成31年2月19日（火）(株)ニチマン（府中市府中町74-1）を支部会員20名が視察し内田貴久社長より「メイドインびんご」として価値ある製品造りのノウハウを研修しました。



内田社長より説明を受ける



## 税に関する絵はがきコンクール表彰



### 税に関する絵はがきコンクール（後援：国税庁）

（公社）府中法人会主催の第9回税に関する絵はがきコンクールの表彰式を平成31年1月20日（日）に府中天満屋にて開催、応募総数553作品の中から優れた作品33点を表彰しました。

応募作品の審査は、平成30年12月7日（金）に府中商工会議所に於いて絵の専門家 前原専二先生（新日本美術協会審査委員）の立会の基、関係各団体より参加いただき、厳正に審査をしました。

また、すべての作品は府中天満屋の1階イベントホールに1週間展示して一般に披露しました。

府中市立南小学校6年生 浦上璃子さんの作品が（一社）広島県法人会連合会主催の「税に関する絵はがきコンクール」で銅賞を獲得されました。



貝原会長 表彰式の挨拶



府中税務署長表彰



絵はがきコンクール審査風景



作品を府中天満屋へ展示して披露



浦上 璃子さんの作品

# 法人会 自主点検チェックシートを活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に「法人会 自主点検チェックシート」と記入することができます。

- 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。



「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査 実施の有無  有  無  
(法人会 自主点検チェックシート)

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。



(記入例)

17 加入組合等の状況  
○○法人会会員  
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)  
:  
:

法人会の会員であることをご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

## 自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ活用ください。

項目	点検項目	点検結果	点検者
1	内部統制の整備状況	○	○
2	経理システムの導入状況	○	○
3	経理データのバックアップ状況	○	○
4	経理データのセキュリティ対策状況	○	○
5	経理データの保管期間の確保状況	○	○
6	経理データの削除の適正性	○	○
7	経理データのバックアップの検証状況	○	○
8	経理データのバックアップの自動化状況	○	○
9	経理データのバックアップの通知機能の有無	○	○
10	経理データのバックアップのログの取得状況	○	○
11	経理データのバックアップの復元テストの実施状況	○	○
12	経理データのバックアップの復元テストの結果の確認状況	○	○
13	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告状況	○	○
14	経理データのバックアップの復元テストの結果の改善状況	○	○
15	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告書の作成状況	○	○
16	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告書の保管状況	○	○
17	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告書の更新状況	○	○
18	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告書の削除状況	○	○
19	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告書のバックアップ状況	○	○
20	経理データのバックアップの復元テストの結果の報告書の復元テストの実施状況	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のカバレッジ確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご利用ください。

(公社)府中法人会

飲食料品の販売がない事業者の方についても、

# 軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です！

## 軽減税率制度の概要

適用開始日	消費税率 (内訳:国+地方)
現行	8% (6.3%+1.7%)
2019年10月1日	標準税率10.0% (7.8%+2.2%)
	軽減税率8.0% (6.24%+1.76%)

軽減税率(8%)の対象品目は、  
●酒類・外食を除く飲食料品 ●週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

### POINT

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。早めの準備をご確認ください。



## 請求書等の記載事項

会議費や交際費として飲食料品等を購入する場合は、飲食料品の販売がない事業者の方についても、仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率の確認などが必要です。

### 《区分記載請求書等の記載例》

請求書

株△△御中

××年11月2日

紙コップ	550円
お茶	※① 1,080円
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※は軽減税率対象品目 ① 株△△

### 《請求書等への記載事項》

期間	請求書等への記載事項
2019年9月30日まで 【現行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書発行事業者の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額</li> <li>請求書受領者の氏名又は名称</li> </ul>
2019年10月1日から 2023年9月30日まで	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額

※請求書等にはレシート、領収書等も含まれます。

仕入先から交付された請求書等に①、②の記載がないときは、「①軽減税率の対象品目である旨」と「②税率ごとに合計した税込対価の額」に限って、追記することができます。

## 帳簿の区分経理・記載事項

現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

### これまで

帳簿(会議費) 株△△

月日	摘要	金額
11 2	株△△(お茶代ほか)	43,200

### 軽減税率制度実施後

帳簿(会議費) 株△△

月日	摘要	税区分	金額
11 2	株△△(雑貨)	10%	22,000
11 2	株△△(お茶代)	8%	21,600

### 《帳簿への記載事項》

期間	帳簿への記載事項
2019年9月30日まで 【現行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額</li> </ul>
2019年10月1日から 2023年9月30日まで	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります！

〈平成31年4月〉広島国税局

### 消費税申告書を作成する際のイメージ

軽減税率制度実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

**これまで**

課税売上げに係る消費税額(8%) - 課税仕入れに係る消費税額(8%) = 消費税の納付税額

**軽減税率制度実施後**

課税売上げに係る消費税額(8%・10%) - 課税仕入れに係る消費税額(8%・10%) = 消費税の納付税額

《軽減税率制度実施後の税額計算》

	軽減税率 8%(A)	標準税率 10%(B)	合計 (A+B)
課税売上げに係る消費税額①	0円	200万円	200万円
課税仕入れに係る消費税額②	20万円	120万円	140万円
合計差引税額 (①-②)			60万円

2019年分の申告書を作成する場合には、  
 ①2019年9月までの税率8%、②2019年10月以降の軽減税率8%、③2019年10月以降の標準税率10%の区分が必要です！

### 課税事業者の方が保存する請求書等の変更

課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

2023年10月からは、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度))。

適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみです(適格請求書発行事業者の登録申請の受付は、2021年10月1日から開始されます。)



免税事業者の方は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者の方との取引に際しては、課税事業者の方が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

### ○軽減税率制度・インボイス制度の実施スケジュール

現行	2019年10月～	2023年10月～
請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除可	区分記載請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除可	適格請求書等保存方式(インボイス制度) ※免税事業者からの仕入税額控除不可(注)
請求書等への記載事項 ・請求書発行事業者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額 ・請求書受領者の氏名又は名称	区分記載請求書 現行の請求書等の記載事項に加え、以下の内容を記載します。 ①軽減税率対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額 軽減税率の対象取引がない場合は、現行の請求書等と変更ありません。	適格請求書 区分記載請求書等の記載事項に加え、以下の内容を記載します。 ③登録番号 ④税率ごとの消費税額及び適用税率 軽減税率の対象取引の有無にかかわらず、適格請求書等を交付しなければなりません。
請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可		適格請求書等の交付義務あり ※免税事業者は発行不可

(注) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(2023年10月～2026年9月:80%控除可、2026年10月～2029年9月:50%控除可)

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。専用ダイヤル 0120-205-553 または 0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率制度に関する情報は、以下のキーワードで検索！

国税庁 軽減税率 または 広島国税局 軽減税率

最新の軽減税率制度説明会の開催日程は、こちらから

### 広島県東部県税事務所からのお知らせ

#### eLTAX利用に関するお願い

《eLTAX利用に関するお願い》  
 ◆ 地方税の申告は、eLTAX(地方税ポータルシステム)をご利用ください。申告できる税目と手続



税目	手続	
	申告	申請・届出
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告 など	・法人設立・設置届 ・異動届 ・更正の請求書 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書

詳しい内容については、地方税共同機構ホームページをご覧ください <http://www.lta.go.jp/>  
 電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは 0570-081459  
 受付時間:9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

◆ 大法人の電子申告が義務化されました  
 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人(資本金1億円超)の法人県民税及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

#### 法人県民税・事業税の税率改定

◆ 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度及び各連結事業年度の税率が改正されます  
 消費税率10%の段階において、地方法人税(国税)の拡充に併せた法人税割の引下げ及び地方法人特別税の廃止に伴う法人事業税の復元が予定されています。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp> 法人二税及び地方法人特別税の税制改正について

#### 調査・申告に関するお願い

◆ 地方税法第72条の7の規定による法人事業税に関する調査をお願いしています  
 外形標準・収入金課税対象法人及び医療法人の皆様におかれましては、順次調査をお願いしていますので、ご協力をお願い致します。

◆ 「医療法人等の所得金額計算書」(様式第3号の2)の「記載の手引」を改訂しました  
 広島県ホームページをご確認ください。  
 また、課税標準となる所得金額をより明確に把握するため、申告書に併せて、他に「決算報告書(B/S・P/L)の写し」等の書類を提出していただいておりますので、ご協力をお願い致します。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp> 医療法人等に係る所得金額の計算書

#### 個人住民税特別徴収の適正実施の取組

◆ 給与所得者の個人住民税は、原則すべて特別徴収となります。  
 広島県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、全23市町で令和2年度(2020年度)までに、従業員(※)の方の個人住民税は、原則すべて特別徴収とするよう取組を行っています。  
 事業主の皆さまには、事務の負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。  
 ※ 従業員には、パート、アルバイト、役員などを含みます。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp> 個人住民税 特別徴収

広島県東部県税事務所 課税第一課 (Tel:084-921-1311 内線 2231～2235)

令和元年度公益社団法人 府中法人会

# 税制講座のご案内

広島国税局及び府中税務署よりそれぞれの専門官を講師に  
招いて実務研修講座を開催します。

## 講座スケジュール

回数	税目	日程	主催	講師予定
1	消費税	8月29日(木)	府中間税会	府中税務署
2	源泉所得税	9月12日(木)	府中法人会	府中税務署
3	印紙税	10月8日(火)	府中法人会	府中税務署
4	法人税	11月8日(金)	府中法人会	府中税務署
5	相続・贈与税	12月3日(火)	府中法人会	府中税務署



会場 府中商工会議所会館  
時間 15:00~16:30

- 各事業所から複数人の受講もできます。
- 実務担当者を対象にした講座です。
- 会員以外の方も受講できます。
- 必要な講座を選んで参加できます。
- 講座ごとのご案内をその都度ご連絡します。

この税制講座は、府中間税会と共催となります。

申込み・問い合わせ先

公益社団法人 府中法人会 事務局  
TEL (0847) 46-3343 FAX (0847) 45-0701

## (公社)府中法人会 第36回親睦ゴルフ大会のご案内

- 大会日時 令和元年11月9日(土) 9:03スタート/集合 30分前  
\*組合表は後日送付致します
- 場所 新市クラシックゴルフクラブ 電話:0847-52-7711 FAX:52-7555
- 競技方法 18ホールストロークプレイ/6インチプレイス/ダブルペリア方式  
(その他はローカルルール適用)  
\*雨天決行 \*午前・午後どちらかが同条件でセルフとなります。
- 募集人員 72名(18組) [OUT・IN・各9組] 先着順に締め切らせていただきますのでご了承ください。
- 会費 5,000円(当日フロント精算とします)
- 申し込み 申込みは事務局までご連絡をお願いします。TEL(0847)46-3343 FAX(0847)45-0701
- 申込期限 令和元年10月28日(月)  
\*但し、期限前に参加予定人員に達した場合は締め切らせていただきます。

## 編集後記

広報委員 石田 勝昭

令和の新元号になって、初めての発行となります。

第71号と長く継続して発行しております「法人ふちゅう」  
今回も約半年間の活動報告とこれからの予定等、情報盛り山で作成さ  
せていただきました。ご高覧いただきご意見いただければ、編集委員  
の励みになります。

次号も楽しみに、乞うご期待!

### 「法人ふちゅう」編集委員

西原 俊行 (広報担当副会長)

橘高 寛二 (広報委員長)

※五十音順

石田 勝昭 重森 正光

岩木 靖男 瀬戸田博之

江草 和広 門田 泰一

河本 和幸 山岡 敏昭

佐藤ミユキ

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

# ネット医療相談サービスのご案内

## 病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが  
長続きしている

健康診断の結果を  
見てもよくわからない

病院選びの  
基準がわからない

家族の体調が心配

## プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様**月1件のご相談まで無料で**  
利用いただけます。

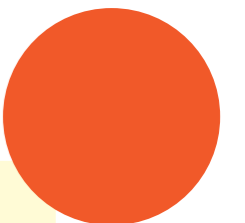
- 納得いくまで何回でも追加質問できます。\*
- 24時間いつでも相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# keep moving forward

数多の人を繋いだ道。  
これからも前進を。

これからも企業の繁栄をサポートしつづける  
経営者大型総合保障制度です。

 大同生命保険株式会社

広島支社/  
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)  
TEL 082-241-8191

 AIG損害保険株式会社

福山支店/  
広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)  
TEL 084-922-1477